

農地を転用する場合には、 農地法による手続きを！

農地を転用する場合には、農地法の許可が必要ですが、許可を受けないで行われる、いわゆる「**違反転用**」が後を絶ちません。
農業者をはじめ、開発などに携わる人も農地転用許可制度を正しく理解して、法令遵守に努める必要があります。

● 農地転用とは

農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場、道水路、山林等農地以外の用地に転換することです。なお、農地を一時的に資材置場や砂利採取場等に利用する場合も転用となります。
※農業上の利用の改善を目的として農地のかさ上げや掘削を行う場合も許可あるいは届出が必要です。



**！ 違反転用したり、許可どおりに転用しなかったら…
原状回復等の命令、罰則の適用があります。**

● 許可なく転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります（農地法第51条）。

● 罰則の適用もあります（農地法第64条、第67条）。違反転用すると個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます。

① 違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金
② 違反転用における原状回復命令違反	法人は1億円以下の罰金

農地を**（転用）**するときは
農地法の**（許可）**が必要です



- 農地は、大切な食料の供給基盤です
- 一度、農地以外に転用されると元に戻すことは極めて難しいことから、無秩序な転用を防止し、農地制度に基づいて転用を行う必要があります
- 農地法の許可なく転用した場合や許可された通りに転用しなかった場合には罰則があります
- 農地転用の許可基準や手続き方法については市町村農業委員会にご相談ください
- みんなで優良な農地を守るため違反転用を見つけた場合は農業委員会へ通報してください

農地利用状況調査の実施について

鏡野町農業委員会では、優良農地の確保と有効利用の推進を図るため、7月から10月までの4カ月間、農地の利用状況調査を実施します。

調査にあたり、農地内に立ち入ることもありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

農地は食料の生産基盤である大切な資産です。また、遊休農地は病害虫の発生、有害鳥獣の隠れ場所になるなど近隣に迷惑がかかります。農地をお持ちの方は適正な管理をお願いいたします。

お問い合わせ先

鏡野町農業委員会事務局
（産業観光課内）
電話（0868）54-26087

